諮問庁:国土交通大臣

諮問日:平成28年2月15日(平成28年(行情)諮問第138号) 答申日:平成28年5月13日(平成28年度(行情)答申第51号)

事件名:特定登録番号の車両の騒音通報に関して使用者へ通知した文書の不開

示決定(存否応答拒否)に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否 を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長(以下「処分庁」という。)が行った平成27年10月21日付け関総総第221号による不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

本件は、当方からの通報によって送付されたことが判明している、警告 ハガキ(車両の騒音通報に関して使用者へ通知した文書)を個人を特定で き、不利益となる可能性のある、個人情報に関しては非開示でのナンバー プレート番号のみが記載された情報開示を求めたが、不開示とされたこと に対してである。

通報した理由は、隣接したアパート駐車場で、整備不良と思われる車両が、何か月にもわたり早朝深夜を含めて頻繁に30分以上、時には1時間以上の長時間、エンジンをかけたままで、本人や土地の所有者に抗議・注意をしても繰り返し行われ、改造車同等の騒音や排気ガスの被害にあっていたので、状況の改善と今後の対応のために記録を残すために行なった。

処分側が不開示理由としている法律の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には明確な基準が示されていないため、一般常識的な基準と判断し十分該当すると認識している。

行政文書不開示決定通知書では、これらの経緯には、何も触れられておらず、問い合わせ中に説明された本件と何ら関係のない、誰が判断しても、個人情報保護対象となると思える病歴の件に対しての説明と同様な記載が、

されているだけである。

最後に、本通報を当方のように電話ではなく電子メールで、行なった結果、警告ハガキを送付したという返信メールが、あったという事をインターネット上であるが、確認しているが、通報窓口の対応が通常の対応で、上記理由がなくても、日常的に誰もが目にできるナンバープレート番号のみでのメールと同様な開示を拒否するのは、民間人としては、処分側が個人情報保護を過度に拡大解釈し盾に取っているとしか認識できず、非開示の説明理由が不当であると判断して、異議申立てを行うものである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求について
- (1)本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を 求めてなされたものである。
- (2)本件開示請求を受け、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、 法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じることとな るため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示 請求を拒否する不開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すべきとして諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。
- 2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

本件は、当方からの車両の騒音についての通報によって当該車両の使用者に送付された事が判明している、警告ハガキに係るものである。通報した理由は、隣接したアパート駐車場で、整備不良と思われる車両が、何か月にもわたり早朝深夜を含めて頻繁に30分以上、時には1時間以上の長時間、エンジンをかけたままで、本人や土地の所有者に抗議・注意をしても繰り返し行われ(以下「当該迷惑行為」という。)、改造車両等の騒音や排気ガスの被害にあっていたためである。状況の改善と今後の対応のための記録を残す目的で行ったものである。

法律の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(法5条1号ただし書口)には明確な基準が示されていないため、一般常識的な基準と判断し、十分該当すると認識しているため、処分を取り消すとの決定を求める。

3 迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口(不正改造車・黒煙110番)の設置・ 情報収集について

各地方運輸局,沖縄総合事務局及び運輸支局に迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口(以下「不正改造車・黒煙110番」という。)を設置し,ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により,不正改造車及び黒煙に関

する相談に応じるとともに、不正改造車及び黒煙に関する情報を収集している。

不正改造車・黒煙110番に寄せられた相談・情報(以下「情報等」という。)を基に不正改造車(疑わしい車両を含む。)の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求めている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分を取り消すべきと主張していることから、以下、 原処分の妥当性について検討する。

(1)原処分の妥当性について

原処分の経緯について、処分庁に確認したところ、処分庁は、以下の とおり説明する。

本件開示請求は、登録番号を特定し、当該車両に係る特定の個人に対し、車両の騒音通報に関して通知したことを前提とする本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が特定の車両にかかる騒音通報に関して通知を受けたという事実の有無を明らかにすることと同様の効果をもたらすこととなる。

当該情報は、法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であり、また、個人の権利利益を害するおそれのある情報でもあり、同号ただし書イ(法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報)、同号ただし書口(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)又は同号ただし書ハ(当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務遂行の内容に係る部分)のいずれにも該当するとは認められない。

したがって、本件対象文書の有無を答えるだけで、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否を行った。

諮問庁としては、上記処分庁の説明に、特段、不自然、不合理な点は 認められず、法8条に基づき存否応答拒否を行った原処分は妥当である と考える。

(2) 「法5条1号ただし書口」の該当性について

審査請求人は、当該迷惑行為により審査請求人が被害にあっていたので、法5条1号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため、原処分を取り消すべきであると主張する。

しかしながら、法は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず 開示請求を認めており、開示・不開示の判断に当たっては、請求の目的 及び開示請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求で あっても、第三者からの開示請求と同様に取り扱うべきものとされている。また、仮に当該迷惑行為が実際に行われ、本件対象文書が存在し、開示したことをもって、人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が直接発生することは考え難く、さらに、これが、個人の情報を保護する利益及び個人の権利利益よりも上回り、何人にも開示することの必要性が生じているとは考えられないことから、審査請求人の主張は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を 左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件請求文書につき、法8条に基づき存否応答拒否を 行った原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月18日 審議
- ④ 同年5月11日 審議
- 第5 審査会の判断の理由
  - 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書(本件対象文書)の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について
- (1)本件開示請求は、自動車登録番号を特定した上で、当該登録番号の車両の使用者に通知した文書(ハガキ)一式の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定自動車登録番号の車両に係る騒音通報に関して通知が行われたという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにするものであると認められる。

また、本件存否情報を公にした場合、特定自動車登録番号の車両の使用者の知人等一定の範囲の者においては当該車両の使用者の特定が可能となり、当該個人に関する通常他人に知られたくない機微な情報が明らかにされることとなって、その権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

- (2)本件存否情報は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると認められ、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当するとは認められず、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開 示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明 らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示 することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかに しないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当する と認められるので、妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

# 別紙

特定年特定月に、下記のナンバーで通報した、車両の騒音通報に関して使用者へ通知した文書一式の通知ハガキー式 特定自動車登録番号